

# まちづくりルール

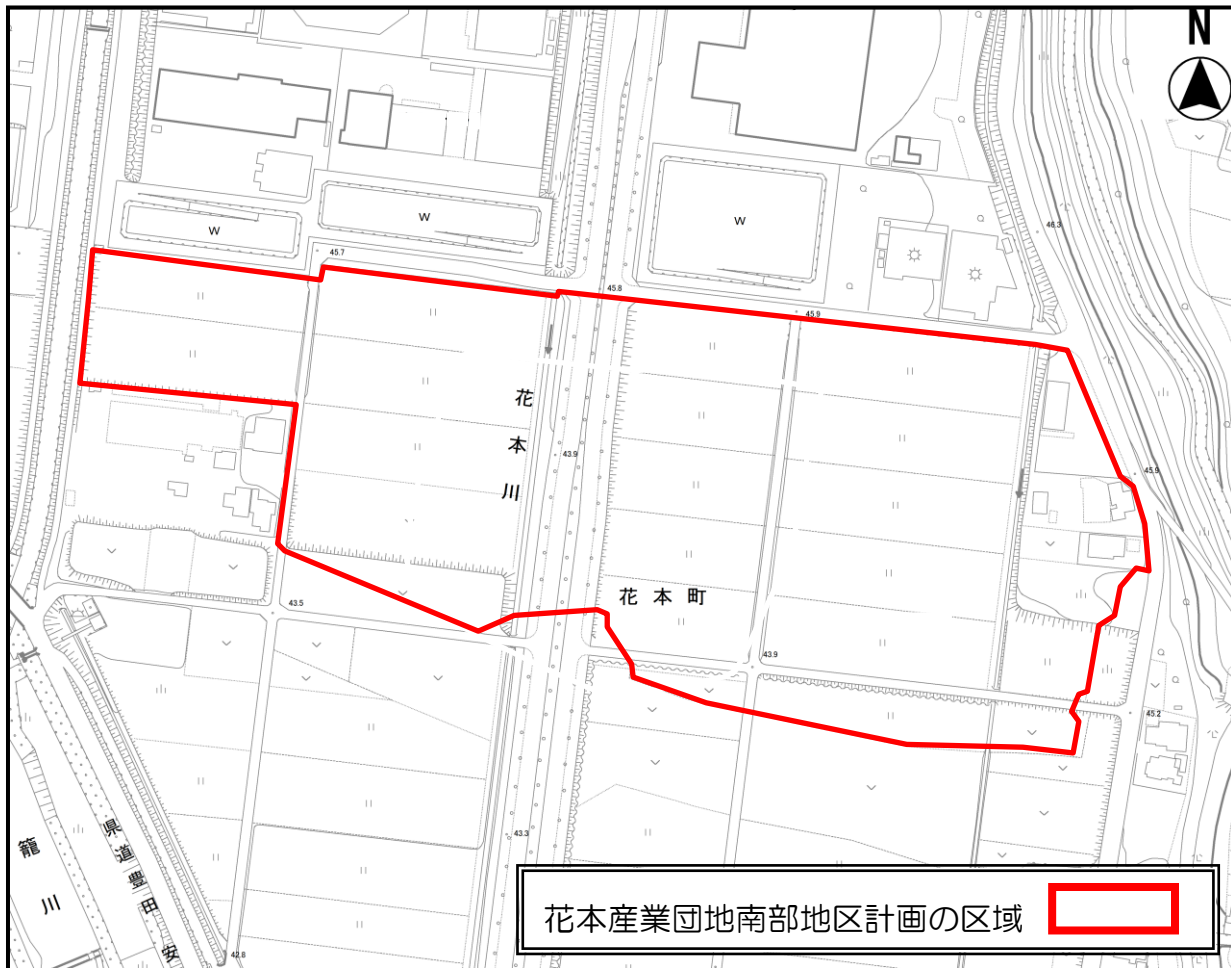
はなもとさんぎょうだんちなんぶ

## 花本産業団地南部地区

【平成28年10月20日告示（当初決定）】

【平成30年 4月 1日告示（最終変更）】

名 称	花本産業団地南部地区計画
位 置	豊田市花本町井前及び横枕の各一部
面 積	約6.2ha（地区整備計画区域 約5.8ha）



## 花本産業団地南部地区まちづくりの目標

都市計画道路豊田北バイパスや都市計画道路井上高橋線に隣接している利便性の高い立地条件を活かし、生産・物流拠点として、周辺の自然環境と調和した緑豊かな工業団地の形成を図ることを目標とします。

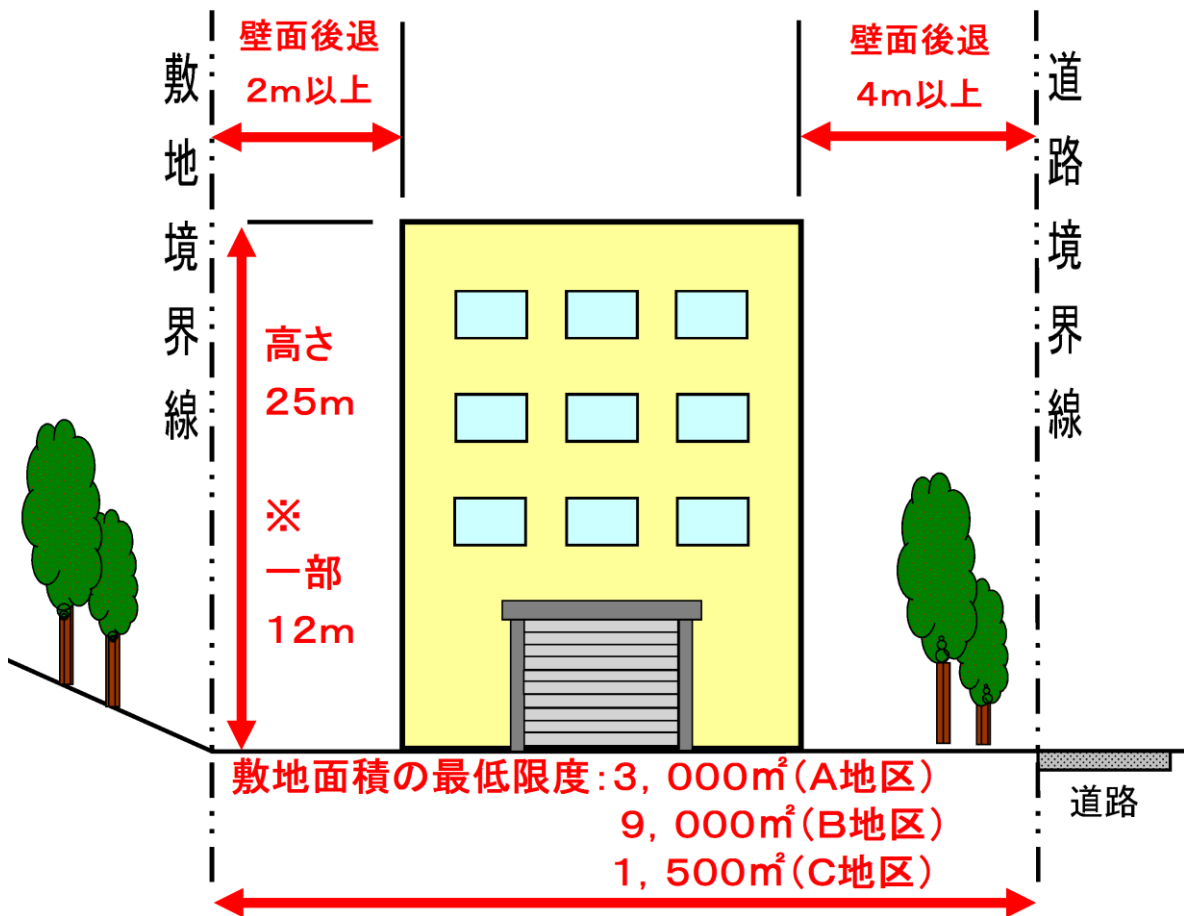
### 《花本産業団地南部地区計画における建物に関するルール》

花本産業団地南部地区では、以下の内容が建物について定められています。

- |                 |            |
|-----------------|------------|
| ① 用途の制限         | ④ 高さの制限    |
| ② 建ぺい率・容積率の最高限度 | ⑤ 壁面の位置の制限 |
| ③ 敷地面積の最低限度     | ⑥ 形態・意匠の制限 |

屋根や壁の色は、周辺の環境と調和する色彩としましょう。

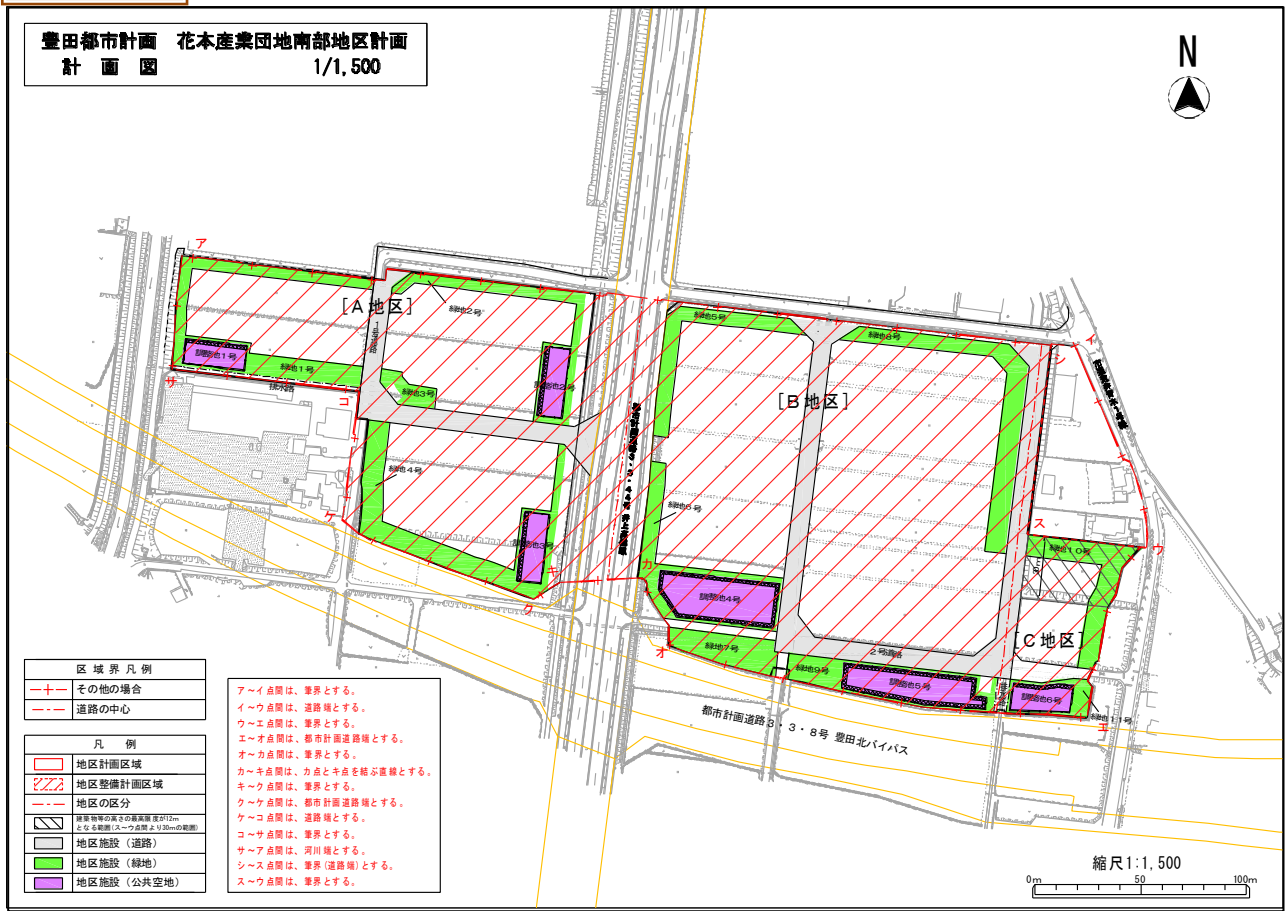
区域内で建築できる建物は、工場、研究施設、事務所と倉庫及び荷さばき場に限られます。



# 花本産業団地南部地区まちづくりルール

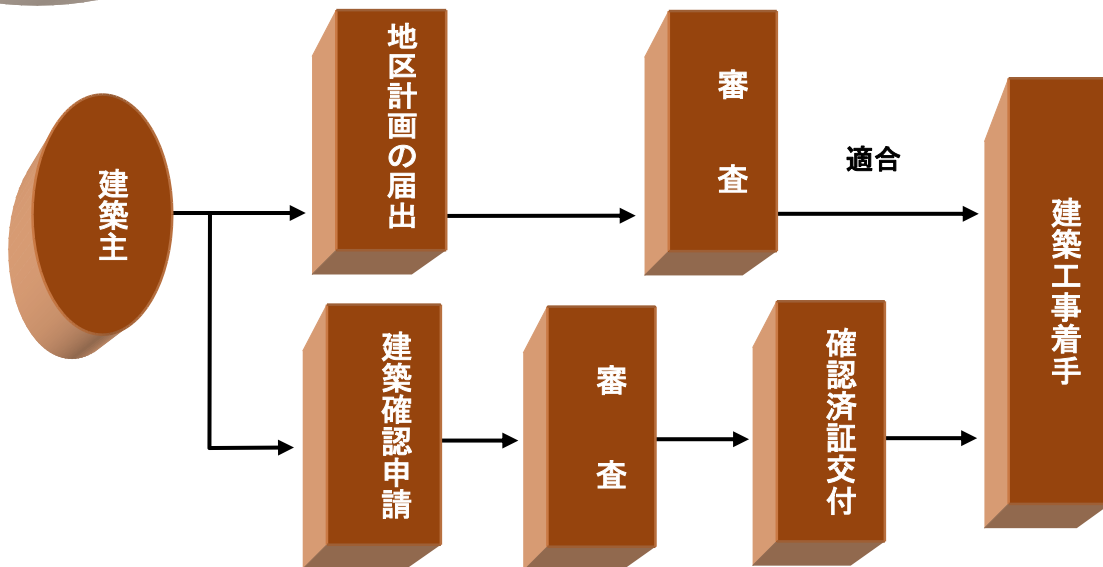
	地区の名称	A地区	B地区	C地区	
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 工場（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類大分類 E 製造業に係るものに限る。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（ぬ）項第3号（8の3）、（13）及び（13の2）並びに（る）項第1号（1）から（22）まで、（27）、（29）、（30）、（31）で定めるものを除く。）</li> <li>2 研究施設（日本標準産業分類大分類E製造業に係るものに限る。）</li> <li>3 事務所（当地区計画区域内に立地する施設に係るものに限る。）</li> <li>4 倉庫及び荷さばき場（豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例（平成18年条例第5号）第2条第7号アに規定する小規模処理施設を除く。）</li> <li>5 前4号の建築物に附属するもの</li> </ol>		
		建築物の容積率の最高限度	15 / 10		
		建築物の建ぺい率の最高限度	6 / 10		
		建築物の敷地面積の最低限度	3,000㎡	9,000㎡	1,500㎡
		壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離（以下「後退距離」という。）は2m、道路境界線までの後退距離は4m以上でなければならない。ただし、管理（守衛）室および自転車置場その他これらに類する用途に供し、軒の高さが、3.0m以下で、かつ後退距離の限度に満たない部分の床面積の合計が15㎡以内であるものを除く。</p>		
		建築物等の高さの最高限度	25m	25m （ただし、計画図において、別に高さを定める区域については12m）	
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	<p>建築物等の色彩、形態等は、次に定めるところにより設置するものとする。ただし、市長が制限の対象としないと認めたものについては、この限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 建築物の屋根、外壁又はこれに代わる柱の色彩は、豊田市景観計画に基づく景観形成基準を遵守し、周囲の環境と調和した色調とする。</li> <li>2 敷地内に設置する屋外広告物は、形状、色彩、意匠その他表示の方法について豊田市屋外広告物条例を遵守し、美観風致を害さないものとする。ただし、設置できる広告物は自己の用に供するものに限る。</li> </ol>		
土地の利用に関する事項	<p>地区施設の緑地は、その用途以外に利用してはならない。また、地区施設の緑地の木竹は伐採してはならない。ただし、次に掲げる行為はこの限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 非常災害のため必要な応急措置として行う行為</li> <li>2 除伐、間伐、整枝等木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採</li> <li>3 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採</li> <li>4 仮植した木竹の伐採</li> <li>5 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採</li> <li>6 その他市長が認める行為</li> </ol>				

# 計画図



## 届出勧告制度 について

建築物の建築や開発行為などを行おうとする場合には、**30日前**までに、これらの計画について市に届出が必要となります。



### お問合せ

- ・地区計画の内容に関すること
- ・届出や届出書類に関すること

豊田市役所都市計画課 0565-34-6620